

関島社会保険労務士事務所便り

2016年
2月号

社会保険労務士・行政書士

関島 康郎

〒125 - 0041

東京都葛飾区東金町2 - 7 - 12

電話：03-3609-7668

HP: <http://www.srseki.info>



寒椿

扶養控除等申告書の個人番号を省略する方法

平成28年分以降の扶養控除等申告書から、従業員とその扶養家族の個人番号を記載することになりますが、今後毎年記載することになると、事業主にとって、安全管理上大変な負担になります。また、個人番号が漏えいする可能性が高くなります。

そこで、国税庁は、平成27年10月28日に公表されたFAQにおいて、給与支払者と従業員との間での合意に基づき、従業員が扶養控除申告書の余白に「個人番号については給与支払者に提供済みの個人番号と相違ない」旨を記載したうえで、給与支払者において既に提供を受けている従業員であることを確認し、その旨を扶養控除等申告書に表示するのであれば、扶養控除等申告書の提出時に個人番号の記載をしなくてもよいという取り扱いを認めています。

この点、従業員が扶養控除申告書の余白に手書きで記載することは現実的ではありません。そのため、以下の3つの方法が考えられます。

(1) 扶養控除申告書の余白に「個人番号については給与支払者に提供済みの個人番号と相違ない」と印字しておく。

- (2) 扶養控除申告書の余白に「個人番号については給与支払者に提供済みの個人番号と相違ない」とするシールを貼る。
- (3) 扶養控除申告書の別紙を作成し、「個人番号については給与支払者に提供済みの個人番号と相違ない」と印字しておき、従業員に署名・捺印をさせる。

扶養控除等申告書に貼るシールの例

私及び私の扶養家族の個人番号については、給与支払者に提供済みの個人番号と相違ありません。	会社 確認欄
	印

なお、「給与支払者に提供済みの個人番号と相違ない」旨が記載された申告書について、税務署長から提出を求められた場合には、給与支払者の扶養控除等申告書に従業員等の個人番号を付記して提出する必要があります。

また、この取り扱いを行った場合においても、従業員等の個人番号は、扶養控除申告書の保存期間（7年間）は、廃棄または削除することができません。



平成28年度年金額 昨年度を据え置き

端数処理方法が100円単位から1円単位に

厚生労働省は、1月29日、総務省が公表した「平成27年平均の全国消費者物価指数」を「ふまえ、平成28年度の年金額を発表しました。

これによると、平成28年度の年金額は物価、賃金によるスライドは行なわれず、平成27年度から据え置きになりました。

但し、被用者年金一元化法により、端数処理方法が、報酬比例部分について、これまでの100円未満四捨五入が1円未満四捨五入に変更になったため、平成28年4月分の改定から(年金額の支払いは6月から)、月額で数円の増減が生じます。

平成28年度の新規裁定者の年金額の例

	平成27年度 (月額)	平成28年度 (月額)
国民年金 (老齢基礎年金＝満額:1人分)	65,008円	65,008円
厚生年金 (夫婦2人分の老齢基礎年金を含む 標準的な年金額)	221,507円	221,504円

注1 厚生年金は、夫が平均的収入(平均標準報酬＝賞与を含む月額換算＝42.8万円)で40年間就業し、妻がその期間すべて専業主婦であった世帯が年金を受け取り始まる場合の給付水準です。

注2 厚生年金額が3円少ないのは、平成27年度厚生年金額(標準報酬部分)が1,097,866円⇒1,097,900円でした。平成28年度は1円未満四捨五入のため月額で3円変わります。

国民年金保険料は4月から月額670円引上げ、16,260円に

平成27年度	平成28年度	平成29年度
15,590円	16,260円	16,490円

平成28年度における国民年金保険料の前納額

◆6か月前納(H28.4-H28.9、H28.10-H29.3)

口座振替の場合	96,450円	毎月納める場合より	1,110円の割引
現金納付の場合	96,770円	毎月納める場合より	790円の割引

◆1年前納(H28.4-H29.3)

口座振替の場合	191,030円	毎月納める場合より	4,090円の割引
現金納付の場合	191,660円	毎月納める場合より	3,460円の割引

◆2年前納(H28.4-H30.3 現金納付の扱いなし)

口座振替	377,310円	毎月納める場合より	15,690円の割引
------	----------	-----------	------------

注意 口座振替による6か月前納(4～9月分)、1年及び2年前納の申込み期限は平成28年2月末となっています。(4月末に口座引落し)

雇用保険 教育訓練給付(一般型・専門型)とは

限度額は一般型10万円 専門型1年48万円 2年96万円 3年144万円

労働者や離職者が、費用を負担して、厚生労働大臣が指定する教育訓練講座を受講し、修了した場合、本人がその教育訓練施設に支払った経費の一部を支給する雇用保険の給付制度です。「一般教育訓練の教育訓練給付金」と「専門実践教育訓練の教育訓練給付金」があります。

◆給付を受けることができる方

一般教育訓練給付 (対象講座は下表左)

受講開始日現在で雇用保険の被保険者であった期間が3年以上(初めて支給を受けようとする方については、当分の間、1年以上)あること、前回の教育訓練給付金受給から今回受講開始日前までに3年以上経過していることなど一定の要件を満たす雇用保険の一般被保険者(在職者)又は一般被保険者であった方(離職後1年以内の者)が厚生労働大臣の指定する教育訓練を受講し修了した場合に支給。

専門実践教育訓練給付 (対象講座は下表右)

受講開始日現在で雇用保険の被保険者であった期間が10年以上(初めて支給を受けようとする方については、当分の間、2年以上)あること、前回の教育訓練給付金受給から今回の受講開始日前までに10年以上経過していることなど一定の要件を満たす雇用保険の一般被保険者(在職者)又は

一般被保険者であった方(離職者)が厚生労働大臣の指定する教育訓練を受講し修了した場合に支給。

◆一般教育訓練給付の給付額

教育訓練施設に支払った教育訓練経費の20%に相当する額となります。ただし、その額が10万円を超える場合は10万円とし、4千円を超えない場合は支給されません。

支給申請は受講終了後1か月以内にハローワークで行います。

◆専門実践教育訓練給付の給付額

教育訓練施設に支払った教育訓練経費の40%に相当する額となります。ただし、その額が1年間で32万円を超える場合の支給額は32万円(訓練期間は最大で3年間となるため、最大で96万円が上限)です。

専門実践教育訓練の受講を修了した後、あらかじめ定められた資格等を取得し、受講終了日の翌日から1年以内に一般被保険者として雇用された方又はすでに雇用されている方に対しては、教育訓練経費の20%に相当する額を追加して支給します。

この場合、すでに給付された訓練経費の40%と追加給付20%を合わせた60%に相当する額が支給されることとなりますが、その額が144万円を超える場合の支給額は144万円(訓練期間が3年の場合、2年の場合は96万円、1年の場合は48万円が上限)となります。

申請は、受講者の居住地を管轄するハローワークに行き事前相談を受け、受講開始1か月前までに申請し、6か月毎に支給申請します。

専門実践教育訓練

1 業務独占資格、名称独占資格 助産師 看護師 准看護師 診療放射線技師 臨床検査技師 理学療法士 作業療法士 視能訓練士 言語聴覚士 臨床工学技士 義肢装具士 救急救命士 歯科衛生士 歯科技工士 あん摩マッサージ指圧師 はり師・きゅう師 柔道整復師 美容師 理容師 測量士 電気工事士 建築士 海技士 水先人 航空機操縦士 航空整備士 保健師 調理師 栄養士 介護福祉士 社会福祉士 精神保健福祉士 保育士 製菓衛生師
2 専門学校の職業実践専門課程(訓練期間2年)
3 専門職大学院(訓練期間2年または3年)

宅地建物取引士	衛生管理者
介護福祉士(実務者研修付き)	危険物取扱者
介護福祉士(実務者研修無し)	1級土木施工管理技士
カラーコーディネーター	2級土木施工管理技士
管理栄養士	マンション管理士・管理業務主任者
ケアマネジャー	販売士2級
ファイナンシャルプランナー	測量士補
福祉住環境コーディネーター	第二種電気工事士
社会保険労務士	二級ボイラー技士
医療事務	社会福祉士
行政書士	登録販売者
介護事務	メンタルヘルス・マネジメント(R)検定(II種)
歯科助手	簿記2級
インテリアコーディネーター	調剤薬局事務
旅行管理者(総合、国内コース)	保育士
通関士	ビジネス実務法務
調理師	電験三種
気象予報士	2級建築士

●がん患者の退職防止に向け指針策定へ

厚生労働省は、がん患者が仕事と治療を両立できるように、医師が仕事内容を把握し、短時間勤務などについて企業側に配慮を求める仕組み作りを検討する。現在、がんと診断された後に退職する人は3割超。同省は今年2月にも指針を示す考え。(1月26日)

●受動喫煙防止へ新法制定を検討

政府は、受動喫煙を防止するための新法制定を検討していることを明らかにした。公共施設は全面禁煙、飲食店は分煙とすることなどを議論し、対策を講じない施設管理者を罰則付きで規制する考え。現状では健康増進法により努力義務となっているが、2020年の東京五輪・パラリンピック開催に向けて対策を強化する。(1月23日)

●企業の休廃業・解散が2年連続減少

2015年に休業・廃業または解散した企業数が2万6,699件(前年比2.4%減)となり、2年連続で減少したことが東京商工リサーチの調査でわかった。後継者が見つからずに経営者が高齢化したことによるものが多くを占めた。業種別では「建設業」と「サービス業」がそれぞれ約25%を占め、地域別では北海道、関東、中国で休廃業が増加した。(1月22日)

●厚生年金 故意の加入逃れに刑事告発を検討

塩崎厚生労働大臣は、厚生年金への加入逃れをしている事業所への立入り検査を強化し、悪質な事業主については刑事告発を検討する方針を明らかにした。刑事告発はこれまでも法律上は可能だったが、実施した例はなかった。加入逃れの可能性のある約79万事業所について、すでに厚生労働省・日本年金機構による調査が行われている。(1月19日)

●マイナンバー 自治体窓口の代行記入認める

厚生労働省などが、マイナンバー制度における窓口での運用にかかる通知を昨年末までに相次いで全国の自治体に出していたことがわ

かった。国民健康保険などの手続きにおいて、申請者がマイナンバーを把握しておらず提示がない場合に、窓口の職員らが住民基本台帳ネットワークで番号を調べて書類への記入を代行することなどを認める内容。生活保護、介護保険などに関しても同様の措置を認める。(1月12日)

●マタハラ防止を企業に義務化へ

政府は、妊娠・出産を理由とする不利益な扱いである「マタハラ」の防止策を企業に義務付ける方針を明らかにした。「相談窓口の設置」や「上司に対する研修の実施」などを求める。具体策や防止措置の対象となるマタハラ行為は省令や指針で定める考え。今国会で男女雇用機会均等法と育児・介護休業法を改正し、2017年4月からの施行を目指す。派遣社員も対象となり、違反企業名の公表も盛り込まれる。(1月11日)

●社会保険料負担増で賃上げ効果が半減

経団連の調査で、従業員への賃上げの半分近くが社会保険料の負担増により打ち消され、手取り収入が伸び悩んでいることがわかった。2014年度の年収ベースの平均給与額は563万7,000円で、2012年度の552万3,000円に比べ11万4,000円増えた一方で、社会保険料が5万2,000円増加していた。(1月11日)

●高齢者雇用の起業家に助成へ

政府は、60歳以上で起業した事業主を対象に、高齢者を複数雇用すれば200万円を上限に実費の3分の2、40~59歳の場合であれば150万円を上限に実費の半額を助成する仕組みを今年4月にも設ける案を明らかにした。60歳以上の高齢者を2人以上雇うか、40~59歳の中高年者を3人以上雇うことを条件とし、雇用後に1回だけ支給する方針。2016年予算成立にあわせ、厚生労働省が省令を改正する考え。(1月6日)